

名桜大学大学院国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定）第11条第2項に基づき、名桜大学国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程委員会（以下「修士課程委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 修士課程委員会は、国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）（以下「研究科（修士課程）」という。）の専任の教授をもって組織する。

2 修士課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授及び准教授を修士課程委員会の構成員とすることができる。

(審議事項)

第3条 修士課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

2 修士課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科（修士課程）の点検及び評価に関すること。
- (5) その他研究科（修士課程）に関すること。

(研究科委員会の招集及び議長)

第4条 研究科長（修士課程）は、修士課程委員会を招集し、その議長となる。

2 修士課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

3 研究科長（修士課程）は、修士課程委員会構成員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする修士課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

(議事)

第5条 修士課程委員会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

2 修士課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、修士課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 修士課程委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(修士課程委員会の議事録)

第7条 修士課程委員会に、議事をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する会員2人の署名を受けるものとする。

(庶務)

第8条 修士課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、修士課程委員会の運営に関し、必要な事項は修士課程委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則 (平成27年3月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月25日以前に開催された研究科委員会の議事については、この規程により審議したものとみなす。

附 則 (平成28年1月21日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年1月21日以前に開催された研究科委員会の議事については、この規程により審議したものとみなす。

附 則 (平成31年1月18日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。